

## ○少年サポートセンター運営要綱の制定について

平成12年3月16日  
例規第6号県警察本部長  
部・課（隊）長  
警察学校長  
警察署長

重大な非行の前兆となり得る不良行為少年の補導活動及び被害少年の保護・支援活動を積極的に推進するため、次のとおり少年サポートセンター運営要綱を制定したので、効果的な運用に努められたい。

少年サポートセンター運営要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、少年サポートセンターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任務

少年サポートセンターは、少年の非行防止及び健全育成を図るため、次に掲げる事務について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 少年指導委員及び少年警察補導員に関すること。
- (2) 少年の補導に関すること。
- (3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護及び支援に関すること。
- (4) 少年相談に関すること。
- (5) 少年の規範意識の形成に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (6) 少年を取り巻く環境の浄化に関すること。
- (7) その他少年の非行防止及び健全育成に関すること。

### 第3 地区少年サポートセンターの設置

- 1 少年サポートセンターに、地区少年サポートセンター（以下「地区センター」という。）を置く。
- 2 地区センターの名称、位置及び活動区域は、別表のとおりとする。

### 第4 地区少年サポートセンター長等の指名

- 1 長野中央警察署、上田警察署、伊那警察署及び松本警察署に地区少年サポートセンター長を、各警察署に地区少年サポートセンター員を置く。
- 2 地区少年サポートセンター長は警部補の階級にある警察官、地区サポートセンター員は警部補以下の階級にある警察官とする。
- 3 地区少年サポートセンター長及び地区少年サポートセンター員は、警察署の生活安全課（生活安全第一課及び生活安全・刑事課を含む。）に勤務する警察官のうちから、生活安全部長が指名する。
- 4 3の指名は、地区少年サポートセンター長等指名簿（別記様式）により各警察署長に通知するものとする。

### 第5 活動上の留意事項

少年サポートセンター員は、次に掲げる事項に留意して活動を行うものとする。

- (1) 活動に当たっては、関係機関・団体との連携を強化し、実効ある方策を講ずること。
- (2) 活動に当たっては、少年や保護者等の心情に十分な配慮をするとともに、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの活用を図ること。
- (3) 薬物乱用防止教室の開催、非行防止の広報啓発活動等に当たっては、薬物乱用防止広報車を有効に活用すること。

### 第6 報告

少年サポートセンター員は、地区センターにおいて行った活動結果について、所属長及び警察本部人身安全・少年課長に報告するものとする。